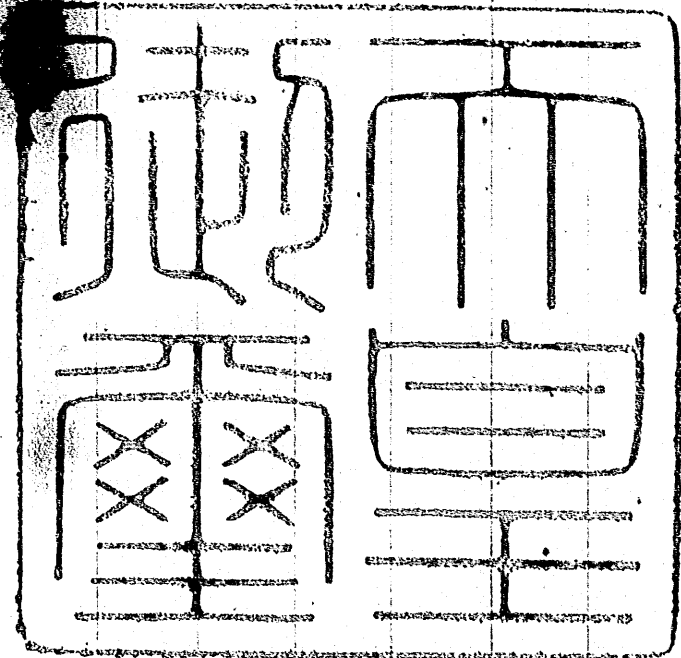


勅令第百十一号

朕陸軍航空部令ヲ裁可シ茲ニ
之ヲ公布セシム

高田 仁



大正八年四月十二日

内閣總理大臣 東 芳
陸軍大臣 田中 義一

勅令第百十一號

陸軍航空部令

第一條 陸軍航空部ハ航空ニ關スル事項ノ
調査研究及立案、航空兵諸軍隊本科專
門教育ノ整一進歩竝航空ニ關スル器材ノ
製造修理購買貯藏補給及検査ヲ掌ル
第二條 陸軍航空部ハ本部及補給部ヨリ成
ル

陸軍大臣ハ必要ニ應ニ補給部支部ヲ置ク
コトヲ得

第三條 陸軍航空部ニ左ノ職員ヲ置ク

本部長

補給部長

部員

検査官

副官

主計

技師

准士官、下士及判任文官

補給部支部ヲ置キタル場合ニ於テハ補給部支

部長ハ部員ヲ以テ之ニ充ツ

第四條 本部長ハ陸軍大臣ニ隸シ航空部

ノ業務ヲ統理シ陸軍航空學校ヲ管轄

ス

本部長ハ本科専門ノ事項ニ關シ航空兵諸軍

隊ヲ檢閲シテ意見ヲ隊長ニ訓示シ檢閲

ヲ終リタルトキハ實況ヲ陸軍大臣ニ報告

シ關係長官ニ通報スルモノトス

第五條 補給部長ハ本部長ノ命ヲ承ケ航

空ニ關スル器材ノ製造、修理、購買、貯藏、

支給、交換及廢品處分ニ關スル業務ヲ掌理ス

第六條 部員、検査官、副官、主計及技師ハ上官ノ命ヲ承ケ各擔任ノ事務ヲ掌ル

第七條 准士官、下士及判任文官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ニ服ス

第八條 航空部所管倉庫ニ衛兵ヲ置クノ必要アルトキハ本部長、補給部長又ハ補給部支部長ハ東京衛戍總督又ハ衛戍司令官ニ衛兵ノ派遣ヲ請求スルコトヲ得

附則

本令ハ大正八年四月十五日ヨリ之ヲ施行ス